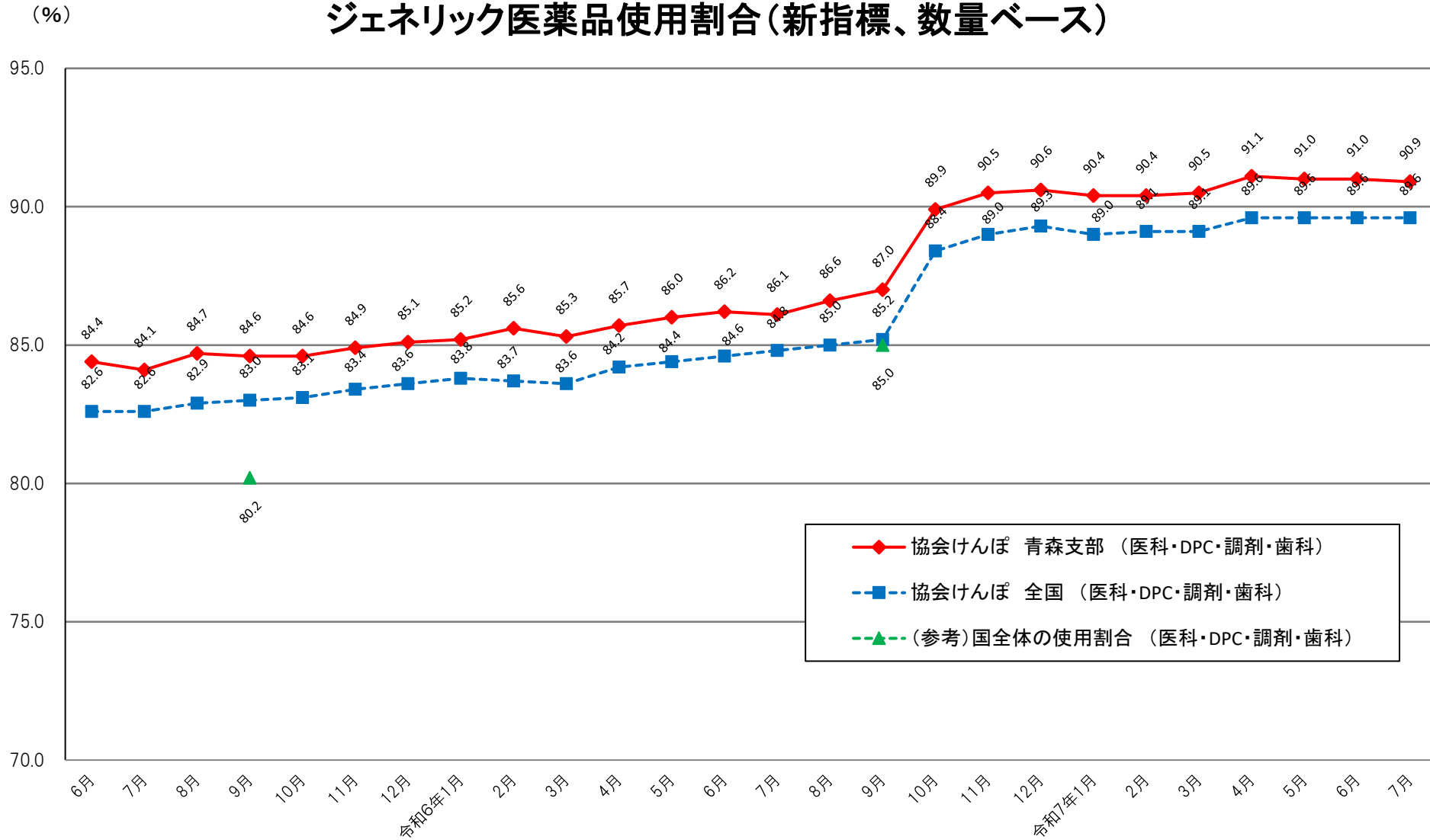


ジェネリック医薬品使用割合(新指標、数量ベース)



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

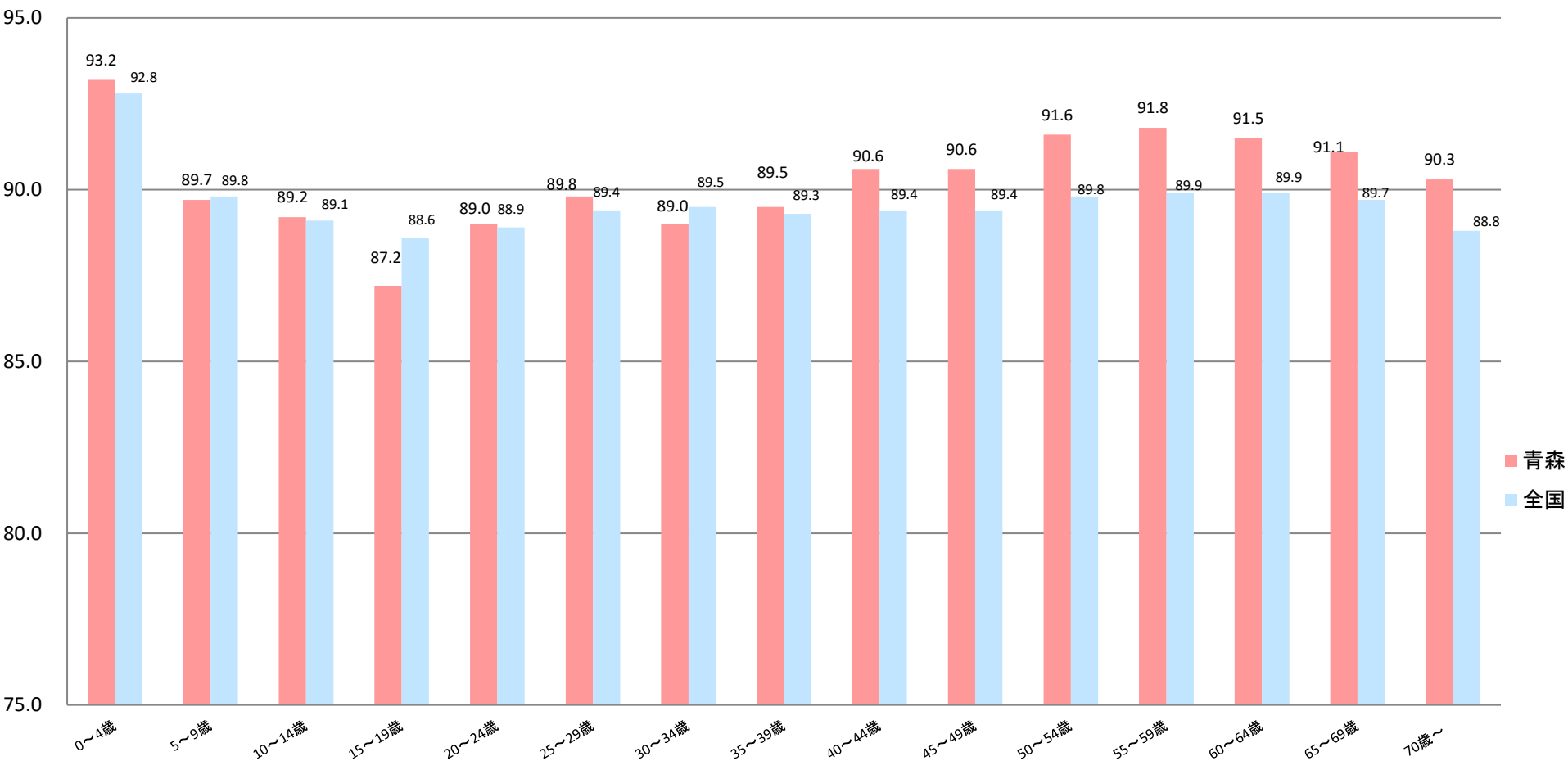
注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. [後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合(医科・DPC・調剤・歯科)」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

年齢別 ジェネリック医薬品使用割合（令和7年7月診療分）（新指標、数量ベース）



注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

薬効分類別 ジェネリック医薬品使用割合(令和7年7月診療分)(数量ベース、新指標)

